

傍聴にあたっての注意事項

公聴会の円滑な進行を図るため、以下の事項を必ず遵守願います。もし、守られない場合には議長又は議長補助者により注意され、又は退場等を命じられることがあります。

1. 会場内では静穏を保持してください。
2. プラカード、拡声器、横断幕、のぼり、発煙筒等、公聴会の円滑な進行に支障となるおそれのある物を会場に持ち込み、他の公聴会参加者の公述・傍聴等の支障となるような行為をしないでください。また、通行の支障となるような大きな物品を会場に持ち込まないでください。
3. 会場内において、ビラ等の文書の配布、集会、署名の募集、募金、演説、物品の販売等を行うことはできません。
4. 議長又は議長補助者が、発言、ヤジ等の中止を指示・命令したときは、これに従ってください。
5. 会場内の安全の確保若しくは秩序の維持又は公聴会の円滑な運営が困難となった場合には、議長により公聴会を打ち切ることとしております。
6. 会場内での飲食、喫煙はご遠慮ください。
7. 会場内では、携帯電話の電源をお切りになるか、マナーモードに設定し、通話をご遠慮ください。
8. 個人情報保護の観点から会場内での撮影、録音等は禁止させていただきます。